

ロシアのウクライナ侵攻と日露家族 —国籍法11条1項をめぐって—

武田 里子

要旨

国外で生まれたロシア人の子どもの国籍取得には在外公館での手続きが求められる。日本政府はこの手続きを「自己志望による外国籍取得」とみなし、日露家族の子どもの日本国籍を喪失させている。日本で生まれ育つ、出生により日本国籍を取得した子どもから日本国籍を剥奪することは倫理的に許されるのか。だが議論しようにもそもそもこの問題の社会的認知度は極めて低い。そこで2023年8月日露家族を対象に国籍アンケートを実施した。ロシアのウクライナ侵攻後、日露家族にとって子どもの日本国籍の重要性はより切実さを増している。本稿では、ロシア国籍法の規定は在外ロシア人の権利擁護のためのものであり、問題解決は日本政府に委ねられていることを明らかにする。今後も外国法によって日本人が日本国籍を喪失する事態が続く可能性はある。国籍唯一の原則を維持することに、どのような「やむにやまれない政府利益」があるのかを、日本社会の問題として問う。

キーワード

ロシアのウクライナ侵攻、日露家族、倫理的な原則、国籍法11条1項

はじめに

2023年8月4日、齋藤健法務大臣（当時）は記者会見で、非正規に滞在する日本生まれの子どもとその家族に職権により在留特別許可を出すと発表した。対象は18歳未満295人のうち、日本生まれの7割程度と報じられた。画期的なことである。

本稿で取り上げるのは、出生によりいったん取得した日本国籍が剥奪され、「不法滞在ロシア人」とされた日露家族の子どもたちである。在留特別許可は、この子どもたちにとっても、法的身分を正規化する唯一の手段である。

日本で生まれ、小・中・高で学校教育を受け、この先も日本での生活を希望する18歳未満が対象という。多くは日本語が母語で、社会になじんでおり、子どもを保護し、その権利を守る政府の責務（下線は筆者）からは、遅すぎたともいえる。親に不法入国をはじめとする見過ごせない事情がある場合は、子どもも含め対象外と政府はしているが、親の行動に何の責任もない子どもに不利益が及ぶのは行き過ぎだ¹。

前段は日露家族の子どもたちの実情と重なる。子どもたちが日本国籍を奪われたのは法定代理人

である親がロシア大使館に出生届を提出したためである。後段の「親の行動に何の責任もない」子どもに不利益が及ぶ点も同じだ。どちらも日本社会の未来を担うかけがえのない存在であり、どちらも救わなければならない。

日露家族の子どもの日本国籍を剥奪する根拠法は、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」と定める国籍法11条1項である。筆者がこの問題を知ったのは、2017年10月8日に開催した複数国籍学習会²で出会った吉田知浩氏の自己紹介を通じてであった。吉田氏は2014年9月にロシア人妻との間に生まれた子ども2人の国籍確認訴訟を提起し、最高裁判所（以下、最高裁）の判決を待っているところだった。詳細は2節で紹介するが、2カ月後の12月8日、最高裁は上告を棄却し、子どもたちの日本国籍喪失を確定させた（以下、一次訴訟³）。

翌2018年3月、欧州に暮らす日本人⁴8名が東京地裁に国籍法11条1項の違憲性を問う初めての訴訟を提起（以下、東京訴訟）した。しかし、2023年9月28日、最高裁は原告の上告を棄却した。「日本国籍を本人の意思に反して喪失させることが憲法上許されるのか、許されるとしたらどのような場合であるのか」（再審訴状、2頁）については、これまでに最高裁が判断を示していない憲法上の重要な争点である。原告団の再審請求（10月26日付）に対し、同年12月5日最高裁は具体的理由を示すことなく再審請求を棄却した。担当したのは上告を棄却した第一法廷である。同じ裁判体が自らの判断に対する異議申し立てを真摯に検討したとは思えない。原告団はこの対応は「公平公正な裁判を受ける権利等」の侵害に当たるとして、「憲法31条及び32条、98条2項及び自由権規約14条2項2文並びに民訴法338条1項1号及び2号に基づき、最審の訴えについてさらなる再審を求め申し立てを行った（再審訴訟、2-3頁）。

2022年には福岡地裁（9月）と大阪地裁（12月）で、2023年には東京地裁（5月）でも国籍法11条1項を違憲とする訴訟が提起された。以下は福岡訴訟第2回期日（2022年12月3日）に提出された被告（国）の原告訴状に対する準備書面を抜粋したものである。いずれの裁判でも国籍法11条1項についての被告（国）の主張は共通している⁵。

国籍法11条1項の立法目的は、①重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するものである。重国籍が常態化した場合には、国家間の外交保護権が衝突し、国家と個人との間、または個人と個人との間の権利義務に矛盾や衝突を生じさせるおそれがあるので、できる限り重国籍を防止し解消させることには合理性がある。原告は他の複数国籍解消制度——外国籍の選択（13条）あるいは国籍選択制度（14条）——との関係を不公平だと主張するが、原告らには、外国国籍を取得する時点で、日本国籍か外国国籍かを選択することができたのだから、事後的に国籍選択の機会を与える必要はない。

筆者の問題関心は、日本人の子として生まれ、出生により日本国籍を取得した子どもから日本国籍を剥奪することが正当化されてよいのかという点にある。この問題は国籍法の条文解釈にとどめて済まされるようなものではなく、「法＝倫理」の問題ではないかというのが筆者の立場である。論拠はユダヤ系ドイツ人国法学者ヘルマン・ヘラーの倫理的法原則である。倫理的法原則は、実定法を支え、その解釈の指針となり、社会の礎となる（遠藤2021：27）。たとえば、旧優生保護法のもとで不妊手術を強制された人たちによる国家賠償請求について、2022年2月大阪高裁が示した、「除斥期間の適用をそのまま認めることは著しく正義・公正の理念に反する」との判断がこれにあたるだろう⁶。

今のところ日露家族の子どもの国籍問題を解決できる見通しは立っていない。この問題の先行研究は武田（2019）のほか、倉田（2016）やクセーニヤ（2017）などがあるものの、後者は執筆の時期が1次訴訟の係争中であったため、部分的な紹介にとどまっている。2次訴訟⁷で原告敗訴を確定させた2022年12月の東京高裁判決以降の論考は本稿が初めてかもしれない。当事者を含めてこの問題についての社会的認知度は極めて低いのが実状である。

そこで、本稿は、この問題を社会的文脈に乗せるため、日露家族の子どもの日本国籍が奪われている現実と、その背景を明らかにすることを目的とする。第1節では、1984年に国籍法を父系制から父母両系制に改正する際に議論された内容と現状との齟齬を明らかにし、第2節では、日露家族の子どもの国籍剥奪問題の背景にあったロシア側の事情に焦点をあてる。第3節では、2023年に実施した日露家族の国籍アンケートの結果について検討し、第4節で全体のまとめを行なう。

1. 複数国籍容認をめぐる世界的な動向と日本

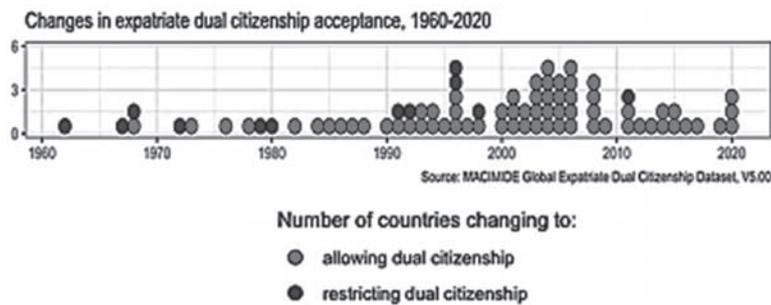
1989年のベルリンの壁の崩壊は国際社会がパラダイムシフトに向かう号砲であった。ヒト・モノ・カネの日常的な越境が劇的に広がる中で、複数国籍を容認する国が増加し始めた（図1）。「平等と人権への配慮、不可避だという諦観、そして二重シティズンシップの利益はそのコストをはるかに上回るという多数意見が合わさった帰結」（ヨブケ 2013：72）であり、「出国した自国民の子孫のシティズンシップを保持あるいは再取得することを許容する」（同上：63）動きも広がりつつある。この動きはヨーロッパに限らず、インド、フィリピン、ベトナム、韓国などでもみられる。ところが、日本政府は、こうした動きとは逆行するかのようになり、2000年代に入るとむしろ国籍唯一の原則や複数国籍の弊害を強調しはじめた。

国籍法 11 条 1 項違憲訴訟原告団は、憲法よりも国籍法を優先する形で日本国籍が剥奪されていることを主要な論点としてあげている。異論はない。だが政治学を参照すると、憲法が日本の最高法規だとするのはフィクションだということになる。日本の政治を規定しているのは憲法ではなく、日米安全保障であり日米地位協定である（内田・白井：2023）。アメリカは自身の西太平洋戦略に影響が及ばない限りでの自由を日本の為政者に認めているに過ぎない。防衛政策のみならず、産業経済政策、周辺諸国との関係を含めた外交政策について日本政府は自律した政策決定ができているのだろうか。対米従属関係に内的葛藤を感じる政治家がいて当然だ。誰を国民とするかは主権国家の専管事項である。内的葛藤を抱える為政者にとって、国籍法制は存分に自らの権力を振りかざせる分野なのだ。

「日本国民から日本国籍を剥奪することは、国民から主権者としての地位を奪うことであり、やむにやまれない政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されない」（松井 2022：129）。ゆえに国籍法 11 条 1 項違憲訴訟は、為政者の中に残存する臣民観と国民主権を内実化しようとする論理がせめぎ合う場になる。したがってこの訴訟は、当事者の権利救済に留まるものではなく、日本社会の今後を方向づける性格をもつことになる。

1-1 複数国籍容認の主流化

「MACIMIDE 2020年度版データセット」⁸によると、調査対象195カ国・地域のうち、①「重国籍に寛容でない国」が45カ国、②「重国籍に寛容な国」は150カ国（76.9%）である。1990年以降大きな変化が生じたことが分かる（図1）。日本は国籍を自動喪失させる国籍法11条1項により「重国籍に寛容ではない国」に分類されているが、G7で非寛容国に分類されているのは日本のみである（図2）。なぜか。これが筆者の国籍法に関する問題意識の原点である。冷戦終焉に伴いグローバル化が本格化する状況についての日本政府の認識と評価に誤りがあった可能性が高い。



出典：<https://macimide.maastrichtuniversity.nl/dual-cit-database/>

図1 複数国籍容認の動き



※濃い色が容認国、薄い色が非容認国を示している。

出典：<https://worldpopulationreview.com/country-rankings/countries-that-allow-dual-citizenship>

図1・図2ともに最終アクセス：2023年5月8日

図2 複数国籍容認国

1-2 100万人を超える複数国籍者

1984年に国籍法を父母両系制に改正する際の国会審議の中で、「法務省は、重国籍者把握のため重国籍者名簿を作成することは考えていない」（大山2009：116）と述べ、さらに、「重国籍が一人でも生じることを恐れては父母両系血統主義はとれず、重国籍を完全に排除することはできない」（同上：117）との認識を示した。「我が国が単独で今後とも国籍唯一の原則を堅持し、重国籍を防止することは困難であると言わざるを得ず、むしろ、どのようにすれば、国籍唯一の原則の理

念と重国籍者の増加という現実を調和させることができるかという観点から国籍立法を考えるべき」(同上：118) だという、真つ当な見解を明らかにしていた。

また、2021 年 12 月 17 日、法務省は参議院予算委員会で小野田紀美委員（自由民主党）の「国籍の把握と通知」に関する質問に対して、重国籍者の把握はできないし、国籍選択すべき該当者への通知も 2005 年に取りやめたと答弁した⁹。1985 年以降の出生者に限っても複数国籍者はすでに 102 万人に達している（福岡訴訟訴状：100）。しかし国籍法 11 条 1 項を合憲とするためには、複数国籍者を可能な限り削減する姿勢を崩すわけにはいかない。

国籍の付与は主権国家の専管事項だとしても、いったん付与した国籍を国家が恣意的に剥奪することは許されていない。国籍は基本的人権を保障する個人にとって最も重要な法的地位だからだ。世界人権宣言（1948 年）15 条 2 項は「何人も、ほしのままに、その国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない」（外務省訳）と定め、明文で「国籍を恣意的に剥奪されない権利」を保障している。

また 2009 年の国連事務総長報告は、「国籍の恣意的剥奪の問題は、個人の自発的な要求による国籍の喪失を含まないが、特に差別的理由で国籍の取得又は保持を恣意的に妨げるもの、法の運用により自動的に国籍を奪うもの（傍点筆者）、行政当局の行為により恣意的に国籍を奪われるものを含むその他のあらゆる形態の国籍喪失を対象としている」（高佐 2023：52-53）と述べている。

1-3 国籍法 11 条 1 項違憲訴訟

東京訴訟の地裁判決と高裁判決については、複数の判例評釈が公開されているが、原告団によれば被告（国）の主張を支持するものは見当たらない。被告（国）は、自己の志望によって外国国籍を取得した者には、国籍変更の自由を保障しているのだから、当然に日本国籍を放棄する意思があったとみるべきだと主張している。

筆者が取りまとめた『国籍法をめぐる当事者による市民的不服従』（2023）¹⁰ に収録した当事者のエッセイからは、この解釈が擬制以外の何ものでもないことが分かる。木棚（2021）による「自己の志望によって外国国籍を取得するからといって、当然に本人が従来 of 国籍を放棄する意思を有していたとするのは一つの擬制にすぎず、実際には従来 of 国籍を放棄する意思を有していない場合もあり得る」（同上：547）とする解説とも一致する。

2. 日露ハーフの国籍喪失問題

日露ハーフの国籍喪失問題とは、ロシア国籍法が国外で生まれたロシア人の子の国籍付与に父母の合意文書の提出や簡易帰化申請を求める規定があることを根拠に、日本政府が自己の志望による外国籍取得に当たるとして日本国籍を剥奪している問題である。

2-1 1 次訴訟（2017 年最高裁判決）・2 次訴訟（2022 年東京高裁判決）

1 次訴訟原告の父である吉田知浩氏は第 2 回複数国籍学習会（2017 年 10 月 8 日）で次のように実情を語った。

ロシア大使館に提出した出生届によって、子どもの日本国籍は喪失したとされている。ロシア国内で生まれればロシア国籍を取得できるが、国外で生まれた子はロシア国籍を自動的に取得できない。離婚した母親が子どもを連れてロシアに帰国しようとする場合、子どもにロシア国籍がないと連れて帰れない。そこでロシア大使館は、出生届を出せといった。しかしそれはロシア国籍取得届だった。私たちは出生により子どもはロシア国籍を取得していると思っていた。ロシア大使館は、出生届を出すことで日本国籍が喪失することを知っていた。これは国と国による子どもの奪い合い。私たちはだまされた。日露家族でまじめに出生届を出した人たちは全滅し、面倒くさいからと出生届を出さなかった人たちはセーフというおかしな状況になっている。日本政府には誰がロシア大使館に出生届を出したか把握できないと思うが、私は、自分の子どもに国籍を一生偽って生きるとは言えないので裁判を起こした。

こんなことがあるのか、というのが第一印象だった。筆者はこのあと、在京のロシア人研究者から次のような情報を得た。

ロシア語ネットコミュニティ（2014年頃 Facebook に移行）に2009年か2010年の夏休みにロシアに帰国した女性から、日本への再入国審査で子どもの日本旅券に出国印しかない指摘され、ロシア旅券もあると言ったところ、日本国籍喪失が告げられたと投稿があった。しばらくして2例目の書き込みがあり、さらに福島原発事故後に多くの家族がロシアに一時帰国し、再入国審査で日本旅券が没収されることが相次いだ。2013年頃ロシア大使館に正確な情報提供をしないことについて電話でのクレームが殺到したようだが、直後に大使館員が全員入れ替わりうやむやになった（2018年1月22日、M氏からの聞き取り）。

吉田夫妻は、同じ状況にある日露家族との集団訴訟の可能性も探った。しかし、裁判費用や時間的拘束、係争中は海外渡航が制約されることなどにより実現しなかった。1次訴訟の対象は2002年国籍法であった。2次訴訟が対象としたのは1992年国籍法であった。2つの裁判で原告が敗訴したことにより、1992年以降に日本で生まれ、ロシア大使館に出生届を提出したすべての子どもたちの日本国籍は喪失したとする国の運用が確定した¹¹。

2-2 不法滞在ロシア人

国籍法12条は海外で生まれて外国籍を取得した場合、出生後3カ月以内に「国籍留保届」を提出しないと出生に遡って日本国籍を喪失すると定めている。この規定により日本国籍を失った子どもは、帰国後に法務大臣に届け出ることで、日本国籍を取得することができる。しかし、日本国籍を失って不法滞在ロシア人になった日露家族の子どもは、一般の外国人と同様に帰化申請によらなければ日本国籍を回復することができない。

C君は、2006年生まれだが日本国籍喪失に気づいたのは2021年である。15年ものあいだ不法滞在状態にあったことになる。日本人の母親がロシア旅券の更新に必要な書類を調べている際に、在日ロシア人から「国籍喪失の可能性がある」と指摘された。「そんなことがあるわけない」とネット検索する中で自分の子どもの国籍問題を知ることになった。突然、C君は不法滞在ロシア人になっただけでなく、直近にアメリカから帰国した際に日本旅券を使ったことが旅券法違反にも問われ、正規化の手続きが通常よりも複雑なものになった（武田編2023：49-53）。

出入国管理庁での在留特別許可のための対面審査や法務局での帰化申請のための面接はC君自身が出頭して受けなければならない。C君は当時の不安感を次のように語った。

「手続きとかはみんな母にやってもらったので、そこは大丈夫だったんです。アイデンティティとかも最初からそこまでロシアとは関わりがなかったんで、もうフル日本人みたいなつもりだったんで、そこも大丈夫だったんです。でも最悪の場合は、ロシアに戻ることになるって言われたのがちょっと…。」

C君の母親は「最悪の場合はロシア国籍だけだから、日本から出てけってことです。最悪のケースというのはそういうことです。入国管理局に行って、いったん不法滞在者に数時間だけなって、そこで本当だったらデポートーション（強制退去処分）です」¹²と補足した。

吉田氏は自営業を営んでいるため時間的にも経済的にもある程度の自由がきく。筆者が話を聞いた他の2家族は母親が日本人で、必要書類を集めることや申請書の作成などに日本語の制約はなかった。公的証明書はそれぞれ有効期限が異なるため、審査の進捗状況を確認しながら書類を整えなければならない。調査の中で聞かされた「（日本国籍があるように振る舞いながら）このまま行けるところまで行く」というつぶやきには、子どもの法的身分を正規化する必要性は分かっている、身動きがとれないという意味が込められている。

2-3 国籍をめぐるロシアの事情

ロシア連邦（以下、ロシア）は1991年に成立した。社会主義から資本主義への体制移行が円滑に進んだわけではない。1991年8月には改革を推進してきたゴルバチョフ打倒をめざしたソ連共産党内の保守派と軍部によるクーデター未遂があり、チェチェン戦争（1994～96年）があり、また1998年には通貨危機が発生するというように混乱を極めた。そうした中で一般の人びとはどのように暮らしていたのだろうか。

1次訴訟原告の母であるJさんの語りを紹介しよう。Jさんは日本にいる友人を訪ねて来た時に吉田氏と出会い意気投合した。Jさんはいったんロシアに戻り、ロシアで営んでいた事業を整理して結婚するため再来日した。「日本人のハズバンド（夫）は、戦争に行かないし、仕事をするし、ちゃんと生活できるというイメージがあった」¹³。ソ連が崩壊したときJさんは10歳。ロシア社会の激変をくぐりぬけてきた。

チェチェン戦争が始まる直前に引っ越したサハリンでは、果物やお菓子を手に入れるために、両親は夜中からスーパーの前に並んでくれた。3年ほどしてロシア中央部にある父の郷里に引っ越すと食料は配給切符になり、通貨危機の間は銀行での預金の引き出しも規制された。生活は苦しかったが、みんなが同じ状況だったので、助け合って暮らした。たとえば、車が壊れても修理するお金がない。釣りが得意だった父は、釣った魚を修理工場に持って行って直してもらったりした。ロシアは王様の時代は貧しかった。共産党の時代に政府が国民に土地を配ったので、郊外に別荘を建てて野菜を作ったりできた。ロシアは自分の国民を食べさせることはできていた¹⁴。ママの希望もあって医学部を受験して合格したけど、医学部に進学するのはやめた。医師になるには、学部で4年、マスターコースまで通うと6年もかかる。家族の負担になるし、医学は自分がやりたいこととは違うと感じて、工芸の制作を学ぶことにした。一生懸命がんばって卒業の時は、400人のうち4人しかもらえないいいディプロマ（赤色、普通は青色）をもらった。この4人と一緒に、スカーフや帽子、手袋や靴下を作って売るお店を始めた。

育ち盛りの息子たちにとってソファはトランポリン替わり。吉田氏がかなりくたびれてきた「ソファを買い替えよう」と言うと、Jさんは自分で修理してしまう。「医者になっていたとしても、日本では働けなかったから私の選択は間違ってた」。国籍アンケートのロシア語翻訳はJさんが引き受けてくれた。

長嶋（2023）と堀江（2006）に依拠してロシア国籍法がどのような背景のもとで制定されたのかを整理しておこう。ソ連邦崩壊時に旧ソ連諸国には約2500万人のロシア人がいた。在外ロシア人を保護することと、在外ロシア人の急激なロシアへの流入を防ぐため、ロシア政府は旧ソ連諸国と

条約による二重国籍容認の方針をとった。だが、旧ソ連諸国からは、ロシア人を利用した介入を懸念され、条約締結に応じたのはトルクメニスタンとタジキスタンの2カ国にとどまった。この失敗は「国籍取得の相互簡素化と外国人の権利保障条約で補った」（同上：60）。

ロシアにとって、バルト3国を除く旧ソ連諸国は「近い外国」であり、その他の国々は「遠い外国」である。混乱期のロシア政府の課題は、一方で「近い国」に住むロシア人を保護し、他方で「遠い外国」の中国移民をいかに管理するかだった。イズベスチヤ紙には、極東が中国に取り込まれてしまう可能性や、中国人とロシア人との結婚がロシアへの進出の足がかりになるといった中国脅威論が報じられていた（堀江2006：4）。

2002年に施行された国籍法は、ロシア国外で生まれたロシア人の子には自動的にロシア国籍を付与しないと、在外公館に提出させる「出生届」に簡易帰化申請機能を持たせた。ロシア政府は複数国籍容認政策をとっていたのだから、これは単一ロシア国籍にすることが目的ではなく、二重国籍にするための便宜を図ったものとみるべきだろう。日本国籍を喪失した吉田氏の子どもたちは帰化により日本国籍を再取得し、再び日露の重国籍に戻った。つまり、日露家族の子どもが日本国籍を喪失している問題は、日本政府に解決が委ねられているということだ。

原則は父母両系主義をとりまして、そしてできるだけ国籍唯一の原則が貫かれるように、しかもそんなに無理がないところでどう調整できるかということを考えておる次第でございまして…何が何でも一つのものにしてしまおうというようなことではなくて、御本人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめたつもりであります¹⁵。

これは1984年の国籍法改正の国会審議における政府委員（枇杷田法務省民事局長）の発言である。この発言からは、国際家族の子どもの外国籍の出生登録の仕方によって、国籍法11条1項を適用し、日本国籍を剥奪することを想定していたとは思われない。「日本人の子供は日本人だという考え方が、一般的な国民感情ではなかろうか。あるいはそういうのが法感情ではないか」との天野等委員の発言も記録されている。

2-4 「法の不知」と行政の不作為

日露ハーフの国籍問題が、『戸籍』第858号（2011年7月）と『戸籍時報』第684号（2012年6月）に初出した時期からすると、2010年頃には日本政府（少なくとも戸籍や国籍の実務者）はこの問題を把握していたということになる。対策をとらなければ問題が広がると分かっているながら、何ら対策をとらず傍観し続けた。なお、国籍法11条1項適用者に対する在外公館での積極的な摘発が始まったのは2000年以降である。成人に対する国籍法11条1項該当者の摘発強化が、日露家族の子どもへと拡大適用された構図に見える。条文解釈にとどまり、倫理的な法原則の視点を欠いているがゆえに不正義がまかり通ってしまっているのではないか。

1次訴訟では親の「法の不知」が問われた。だが2016年秋に始まった蓮舫議員の重国籍問題の渦中で、自らも米国籍の離脱が完了していなかったと公表した小野田美紀参議院議員（自由民主党）の例をみれば、「法の不知」を当事者の責のみに帰すことはできない（武田2018：43）。日露ハーフの国籍問題については、親の「法の不知」を責める前に行政の不作為こそ問われるべきだろう。

関連する国籍法の訴訟が2つある。ひとつは2008年の婚外子国籍訴訟（国籍法3条）である。

日本人父とフィリピン人母の間に生まれた子どもについて、未婚子の場合には日本国籍を認めないことを違憲とした最高裁判決¹⁶である。これは戦後 8 件目という画期的な違憲判決であった。もうひとつは、2010 年に提訴された国籍法 12 条（国籍留保制度）の違憲性を争った裁判である。こちらは 2015 年に最高裁が上告を棄却し原告が敗訴した。

判決は、国籍法 12 条の立法理由である、①「外国で生まれた子どもの国籍は形骸化する可能性があるから、その発生を抑止する必要がある」と、②「重国籍を防止する必要がある」（下線は筆者）の 2 点について、いずれも合理性があると判断した。また、このような立法目的を達成するために、日本国内で生まれた子と外国で生まれた子を区別することについても合理性がある、とした¹⁷。

繰り返すが、日露家族の子どもたちは、日本で生まれ育っている出生により日本国籍を取得した子どもたちである。組織の大小にかかわらず、誤りに気づいた時に、自らを訂正できない組織は持続できない。

2-5 最高裁判決

山浦善樹弁護士によると、最高裁判事であった 4 年 4 カ月（最高裁判事 2012 年 3 月～2016 年 7 月 3 日）で担当した案件は 14,528 件あり、その 95% は「持ち回り審議」であった（山浦 2020 : 368）。整理すると、①判決 182 件、②審議事件 360 件、①②合わせてわずか 3.7% に留まる。

2008 年婚外子国籍訴訟で多数意見を書いた泉徳治弁護士（最高裁判事 2002 年 11 月 6 日～2016 年 7 月 3 日）は、最高裁判決の作成過程について次のように語っている。

国籍法の問題は、婚外子相続分規定の問題ほど強烈ではないですけど、やはり保守系の人たちからの反対が結構ありましたね、「日本民族の純血性」ということで。…それならば衝撃を少し和らげるために事情変更を入れましょう、という発想を誰かがした。（石川ほか 2019 : 426）…国会に対して説得するには「世の中が変わりました」というのが、一番やりやすい。…本来的に違憲であるという判断がなければ、事情変更だけでは違憲とはしにくいと思います。本質的に違憲であるという判断があって、事情変更というコーティングをして世に出されるという面があることを見落とすべきではない」（同上 : 427）。…先例の扱いを誰がどう決めているのか。「先例を調査し、多数意見の原案を起案しているのは調査官です」（同上 439）。

裁判官や調査官が当事者の意思を問うことなく日本国籍を剥奪する現行法に違和感を持たない限り「3.7%」の壁を打ち破ることはできない。

3. 日露家族の国籍アンケート

これまでに筆者が話を聞くことができた日露家族は 4 家族に過ぎない。3 家族は子どもの国籍喪失が発覚したあと、在留特別許可を得て、帰化により日本国籍を再取得した。もう 1 家族は問題状況を事前に把握できたため、ロシア国内で出産し子どもを日露の重国籍にするつもりだった。しかし、出産がコロナ禍と重なったため、ロシア国籍の取得は諦めた。4 家族からの情報により、相当数の日露家族が子どもの国籍問題を抱えていることは分かったが、この問題を社会的文脈に乗せるにはある程度の全体像を示す必要がある。これが国籍アンケートに取り組んだ理由である。

アンケートを通じて、回答とは別に寄せられた情報により、新たに確認できたことが2つある。ひとつは、2010年代初頭の問題発覚時に生まれたロシア人コミュニティ内の連帯感が弱まっていることである。来日ロシア人の多様化が進んだことが一因だろう。ロシア大使館に出生届を提出した家族を冷ややかに見るような雰囲気もあるという。近所に日露家族が住んでいても、国籍問題は話題にすることが憚られるという人もいた。

もうひとつは、2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻によって、日露家族をめぐる状況が大きく変化したことだ。ロシアをめぐる政治状況の変化から、日本国籍の意味がより切実で重要なものになっている¹⁸。

おととい聞いた話ですが、女性の方がロシア国籍とリトアニア国籍で、今はリトアニアに逃げています。偶然ですが、旦那さんの仕事の関係でウクライナに行きまして、戦争が始まった時はキエフにいました。リトアニア国籍があるのでリトアニアに避難して、今はリトアニアで暮らしています。子どもが2人いて、上の子はサンクトペテルブルグで生まれたので二重国籍です。下の子は日本生まれでロシアの国籍を申請しちゃいました。日本国籍がなくなっちゃったかもしれないですが、それはレポートしていないので、日本国籍があるようにして今まで暮らしていました。でも、ロシアのウクライナ侵攻が始まったので、ひょっとしたらロシア国籍だけになっていると大変だと思い、リトアニアでロシア国籍の離脱手続きをしてきました。(2023年6月9日のM氏からの聞き取り)

M氏の情報が正しければ、ロシア国籍を離脱した子どもはリトアニア国籍を取得していなければ無国籍である。日本旅券の有効期限が残っていれば日本旅券で、あるいはビザを取得してリトアニア旅券で、日本に帰国することはできるだろう。ただし、日本旅券で入国した場合には、C君と同様に旅券法違反と入管法違反に問われる可能性がある。

日本国籍を喪失していることが分かり、特別在留許可を得て、帰化が許可され日露の重国籍になった息子について、直ちにロシア国籍の離脱手続きを始めたという家族もいる。徴兵を回避するためである。

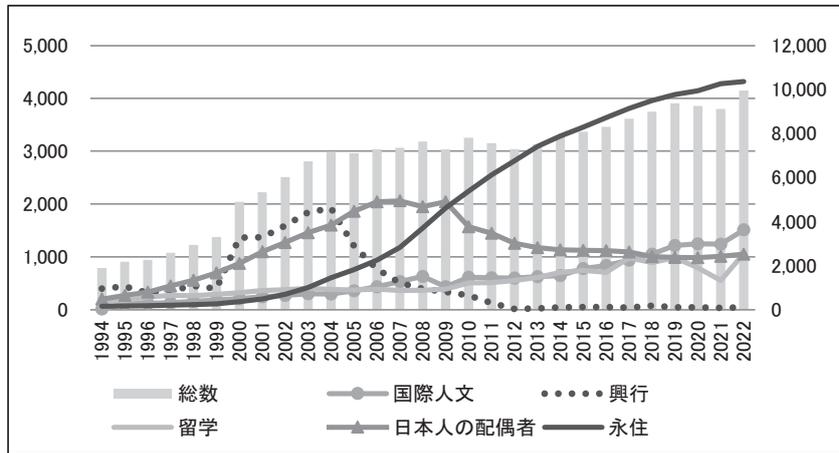
筆者がこの問題を放置してはならないと思うのは、当事者家族の救済ということにとどまらず、「日本生れ日本育ちの日本人の子ども」の日本国籍を剥奪し続けてはならないと考えるからだ。筆者がこの問題を相談した国会議員のひとり、誠実に関係部署に問い合わせてくれた。その回答は、「確かに不法滞在外国人になるが、在留特別許可をもらい、帰化することで救済できるようになっている」というものだった。問題はそこではない。基本的人権の保障にかかわる法的地位としての日本国籍を、外国の法律の規定を根拠に剥奪していることを、日本政府としてどう考えるのかということだ。

3-1 ロシア国籍者

2022年末の在留外国人は3,075,213人である。国籍・地域については、毎年報道されるが上位10位(中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジル、ネパール、インドネシア、米国、台湾、タイ)までで全体の84%を占める。ロシア国籍者(9,952名)は「その他」491,799人(16%)に含まれている。

ロシア国籍者は28年間に5.3倍になった(図3)。ロシア人の特徴は、在留外国人の男女比がほぼ同数であるのに対して、一貫して女性の割合が高いことである。ピーク時の74.3%(2004年)から徐々に均衡に向かいつつある(図4)。

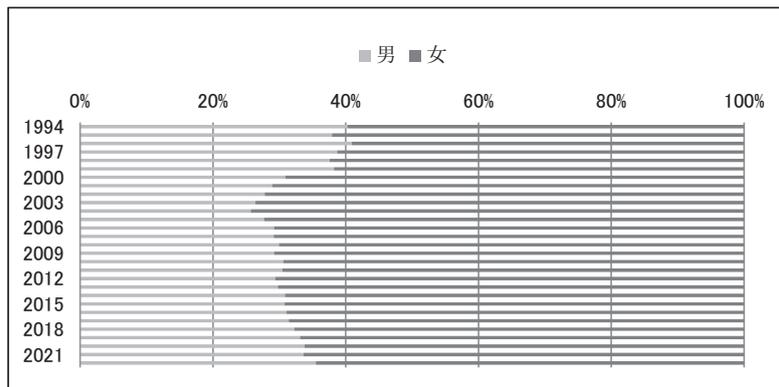
女性の割合が高くなった要因は、初期に来日したロシア人が「興行」資格の女性だったことと関連している。「興行」ビザでの来日は、1,921 人（2004 年）をピークに激減した。これは米国国務省の「人身売買に関する年次報告書」（2004 年版）で、日本が人身売買容認国として名指しされ、「興行」資格の審査が厳格化されたためである。



法務省「在留外国人統計」より筆者作成

図3 ロシア国籍者の推移 (右軸は総数/左軸は在留資格別人数)

「日本人の配偶者」は日本人と結婚したときに取得する在留資格である。この資格も 2009 年をピークに漸減しはじめ、2010 年代半ば以降は 1,000 人程度で推移している。2000 年代に入り緩やかに増加し始めた「永住」は「日本人配偶者」から在留資格を変更した人たちが大半を占めているものと推測できる。2022 年は「永住」が総数の 43.4% (4,321 人) を占めた。次に多い「国際人文」(技術・人文知識・国際業務)¹⁹ は、留学生として来日した人たちが、卒業後に日本で就職する際に取得することが多い在留資格である。こうした来日経路の変化と定住化が性比を均衡させる方向に働いているものと思われる。



法務省「在留外国人統計」より筆者作成

図4 ロシア国籍者の性比 男性<女性 (2022 年全国の性比 男性 49.7% : 女性 50.3%)

日露家族で主に子どもの国籍問題を抱えているのは、「夫日本人×妻ロシア人」の組合せで、「日本人の配偶者」と「永住」の在留資格の人たちであろう。アンケートの対象は子どものいる日露家族としたが、対象外のロシア人からこの問題を懸念するメールも寄せられた。たとえば下記のような内容である。

私自身は独り身で実情がよく分かりませんし、正直、今の世界情勢は自分がこうした活動に積極的に関わるタイミングではないと感じます。ロシアによるウクライナ侵攻後の今、ロシア人として日本で支障なく滞在して仕事ができ、在留資格を延長してもらえることは、すでに恵まれている状況で、さらなる要求をしたくないからです（今あるものをなくしてしまうリスクも以前より高くなっていると想定しています）。子持ちのロシア人の中にも、実際に必要な活動ですが、私と同じように考えて、今はこの問題を大ごとにしたくないと思っている人もいるかもしれません。表に出ない形であれば、ロシア語の翻訳などのお手伝いはできます。（2023年7月23日付筆者宛メール）

3-2 日露家族の国籍アンケート（2023年8月）²⁰

アンケートは2023年7月末から主に2つのFacebook Page（Russian Speaking-community in Japan; yaponomama）を通じ、「日本国籍とロシア国籍のカップルで子どものいる人」を対象に実施した²¹。回答受付期間は7月末から8月12日までの約2週間で、寄せられた回答数は37（日本語版回答者4名／ロシア語版回答者33名）であった。ロシア語版回答者33名と日本語版に回答を寄せた1名を合わせた34名がロシア人、3名が日本人という構成になった。ロシア国籍者34名の在留資格は「日本人の配偶者等」8名、「永住者」26名である。配偶者と「離死別」と回答した者が4名含まれている。

(1) 回答者の居住地

居住地域は、最寄りの総領事館についての回答から、東京圏59%、大阪圏33%、新潟圏8%の割合であることがわかった（図5）。選択肢には札幌総領事館も入れたが回答者はいなかった。

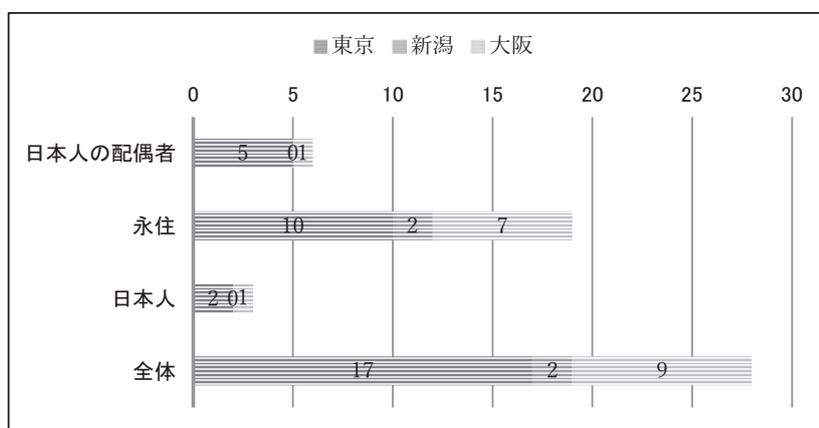


図5 回答者の居住圏

(2) 子どもの誕生時期と国籍

1次訴訟で問題とされた2002年国籍法以前に生まれた子どもの割合は71%（図6）である。多くはすでに成人している。1次訴訟が提訴された2014年以降は、ロシア国籍の取得を諦めている日露家族が多いのではないと思われる。

旅券については、日本旅券のみが19家族（51%）と最も多く、日本とロシアの旅券を持っているのは16家族（42%）、ロシア旅券のみは3家族（8%）であった（図7）。13家族（35%）はロシアへの渡航歴がある。なお、日本とロシアの旅券を所有していると回答した16家族の子どもが、ロシアで生まれ日本とロシアの複数国籍になっているのかは判別できない。ロシア生まれの子どもがいると回答したのは4家族に留まるので、ロシア大使館に出生届を提出し、実際には日本国籍を喪失している子どもが含まれている可能性がある。

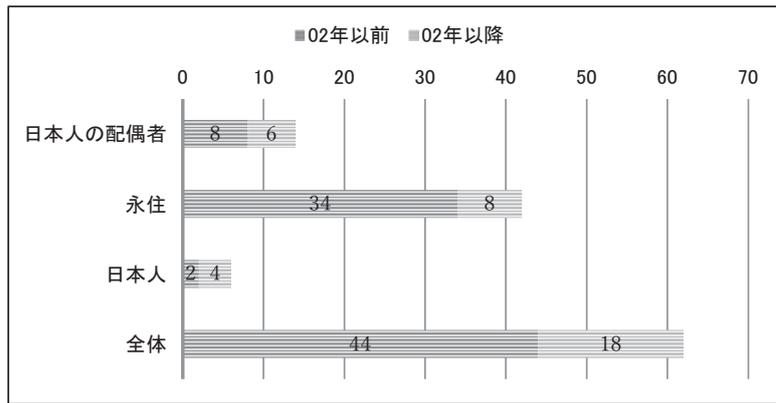


図6 子どもの誕生時期

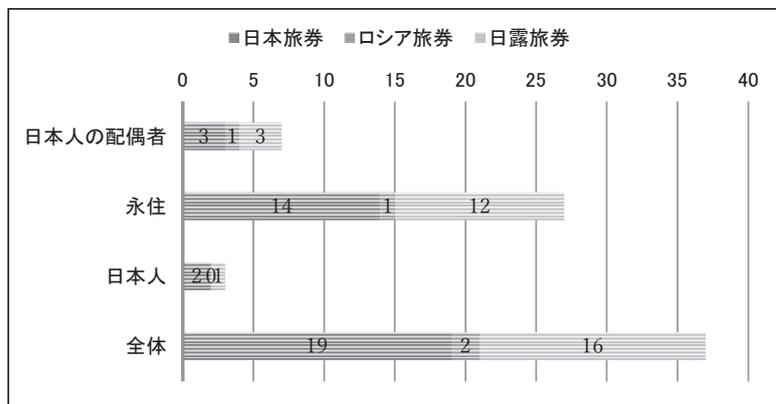


図7 子どもの旅券

(3) 「日露ハーフ」の国籍問題の認知度

日露ハーフの国籍問題については、24 家族 (64.9%) が「知っている」、「聞いたことがある」が 9 家族 (24.3%) で合わせて 33 家族 (89.2%) であった (図7)。「よく分からない」は 4 家族 (10.8%)、「知らない」との回答はゼロであった。日露家族の子どもの国籍問題についてはおおむね共有されている。

だが、具体的な裁判の内容についての情報共有は十分とは言えない。1 次訴訟の 2017 年最高裁判決について「知っている」と回答したのは 11 家族 (31.4%) にとどまる。「聞いたことがある」9 家族 (25.7%) をあわせても 57.1% である。「よく分からない」は 4 家族 (11.4%)、「知らない」は 11 家族 (31.4%) であった (図8)。

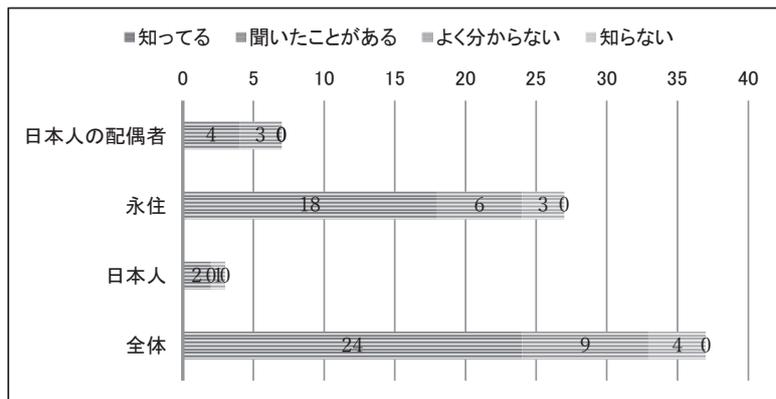


図8 日露ハーフの国籍問題

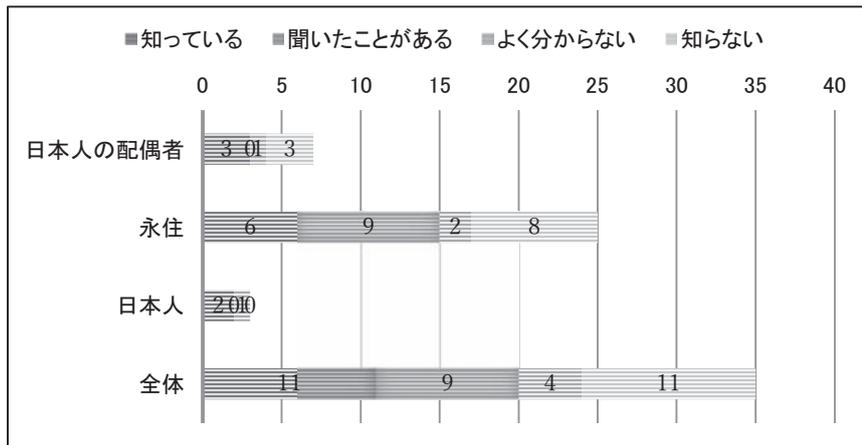


図9 2017年最高裁判決

2次訴訟の2022年東京高裁判決の認知度はさらに低く、「知っている」は8家族（22.0%）、「聞いたことがある」と答えた9家族（25.0%）をあわせても47.0%で半数に届かない（図9）。

国籍法11条1項違憲訴訟の認知度については、「知っている」が11家族（31.4%）、「聞いたことがある」が9家族（25.0%）、合わせて56.4%である。「よく分からない」は4家族（11.4%）、「知らない」が11家族（31.4%）であった（図10）。

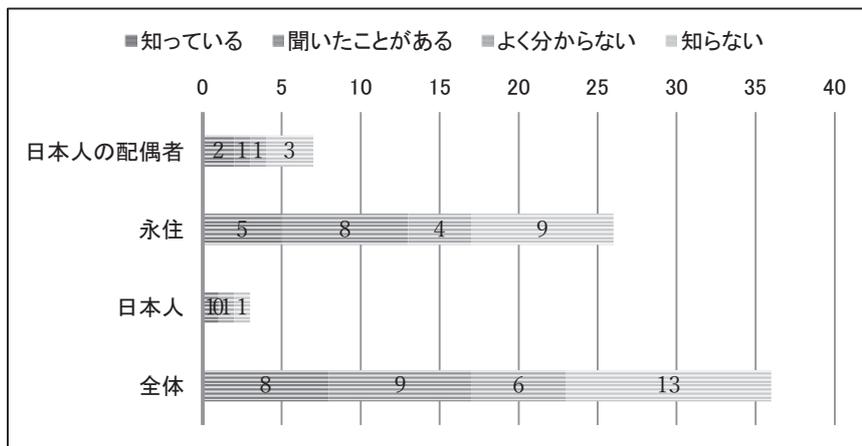


図10 2022年東京高裁判決

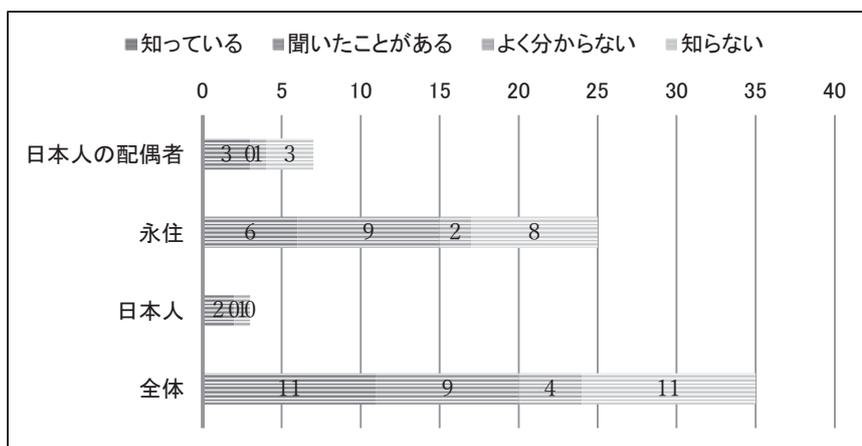


図11 国籍法11条1項違憲訴訟

(4) 子どもの状況と今後の希望

グラフ内の選択肢は下記の表記を簡略化したものである。

- 「帰化」：帰化申請によりすでに日本国籍を取り戻した。
- 「いずれ帰化させたい」：子どもにはいずれ帰化申請をして日本国籍を取り戻してやりたい。
- 「何もしてほしくない」：この問題が大きくならないように何もしてほしくない。
- 「何とかなる」：他にも日本国籍をなくしている子どもたちがたくさんいるので何とかなると思う。
- 「様子をみたい」：子どもには日本国籍があるようにふるまいながらも少し様子をみたい。
- 「対処方法が分からない」：子どもは日本国籍を喪失しているらしいがどうしていいか分からない。
- 「ロシア国籍離脱希望」：子どもにはロシア国籍を離脱させたい。
- 「日露の重国籍希望」：子どもには他の国際家族の子どもと同じように日本とロシアの国籍をもたせたい。
- 「配偶者と相談している」：日本国籍の夫あるいは妻とこの問題について話し合っている。
- 「出生届未提出」：ロシア大使館にはまだ出生届を提出していない（日本国籍のみの状態にある）。

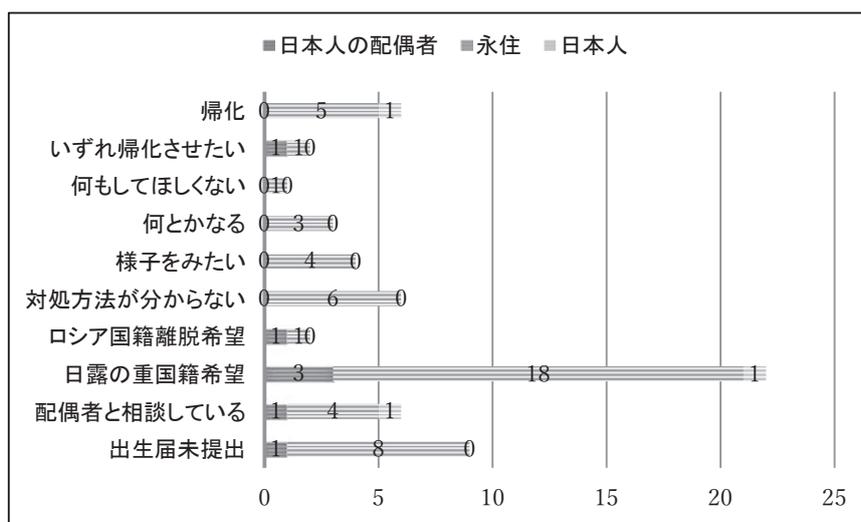


図 12 問題への対応状況（複数回答）

ロシア大使館への「出生届未提出」と回答したのは9家族（24.3%）である。日本国籍喪失を回避するためロシア国籍の取得を断念しているものと思われる。離婚など何らかの事情で母親がロシアに帰国する場合、日本国籍の子どもを連れて帰るには親族訪問等のビザを取得するしかない。ロシアで安定した生活を営むためにはロシア国籍が必要になるが、それは現状では日本国籍を剥奪されることを意味する。

「対処方法が分からない」と回答した6家族（16.2%）は全員が在留資格「永住」である。在留資格を「永住」に変更し、生活も安定したところに、突然、「子どもの日本国籍が喪失しているらしい」という事実を突きつけられたということだろう。子どもの日本国籍が喪失していることを知ることと、不法滞在ロシア人の身分をどのように正規化し、日本国籍を回復させるかは別の問題である。さらに正規化するには日本人配偶者と協力して対応することと、ある程度の経済的余力も必

要になる。帰化が完了した家族によれば、帰化までに要した期間は約1年。行政書士の手数料は、どこまで依頼するかによって20万円～50万円と幅がある。帰化申請に必要な書類は未成年の場合は簡略化されるが、一人分約3センチの厚さになったという人もいた。

「日露の重国籍希望」は最も多く23家族(62.2%)が選択した。「他の国際家族の子どもと同じように」両親の国籍を持つことが当然ではないのかという痛切な思いが示されている。一方には、父母の国籍を保持している国際家族の子どもたちを含め、100万人を超える複数国籍者がいる。倫理的な原則と平等原則の観点からの議論が求められているのではないか。「ロシア国籍離脱希望」と回答したのは2家族である。ロシア国籍を離脱するには、その前に日本国籍を再取得する必要がある。無国籍になる場合にはロシア国籍の離脱ができないからだ。しかし実態としては、日本国籍を喪失している者のロシア国籍離脱が認められたケースもあり、相当数の無国籍者が生まれている。

(5) 自由記述²²

「(日本人の)夫もきちんと調べてくれて、国籍喪失の問題について把握していたため、ロシア国籍を子ども達に持たせる予定はありませんでした。カナダ生まれの息子について、在カナダ日本大使館から、ロシア国籍を取得する場合は日本国籍を失うので注意してくださいという電話がありました。知ってはいたものの、このような電話はありがたかったです」。なぜ問題が発覚した初期にこうした対応が日本国内の行政機関で取られなかったのか。これが外務省全体で共有されている対応なのか、たまたま在カナダ大使館員がこの問題を知っていたためなのか分からないが、初めて知ることのできた情報である。

「(日露)両方の国籍を子どもに持たせるために、わざわざロシアに出産するために戻りました。夫(日本人)は日本に残らざるをえず、夫が子どもに会えたのは、誕生から3カ月たってからでした」。このように日露家族の子どもが国籍問題の情報を得て、対処できている家族もいた。その一方には、「私は子供たちに、出生による日本国籍だけでなく、ロシア国籍も持つ権利を持たせたいのです」。また日本国籍を奪われないようにするには、「ロシアパスポートをもっていることを日本当局に隠さなければなりません」という人もいた。

「この困難な問題に率先して取り組んでくださることに感謝します」というコメントの一方には、「現在の政治情勢の中で何かが変わる可能性があるのだろうかという大きな懸念があります。隠れ続ける方が楽なように感じます」と記載した人もいる。また、「本当は二重国籍はいりません。ロシア側は二重国籍を成年までしか許可していませんから」という記載もあった。

2次訴訟の当事者家族と思われる人からは、次のような意見が寄せられた。「私は2回目の裁判(2002年以前に生まれた子どもの日本国籍確認訴訟)に積極的に参加しましたので、この問題についてはほとんどすべてを知っています。被告(日本の法務省)は原告の質問に答えることができませんでした。ですから、裁判所の判決は不適切だと思います。でも何らかの理由で原告は敗訴してしまいました。私の子どもが日本国籍を奪われたことは全く不条理だと思います。日本国籍は後に帰化によって回復しましたが、日本国籍の喪失と回復の手続きは、非常に屈辱的であり、私の意見では違法なものであったと思います。この問題を引き受けてくれて感謝します」。

4. まとめ

ロシア政府は在外ロシア人の権利擁護の観点から複数国籍を容認する政策をとっているため、日本生れの日露家族の子どもが日本国籍を剥奪されているのは日本政府の問題である。

アンケート結果から次のような当事者の実情が浮かび上がってきた。第1に当事者でさえ問題把握が十分ではないこと。第2に1次訴訟以降はロシア国籍の取得を断念している家族が多いこと。第3に子どもが日本国籍を喪失していると分かっているにもかかわらず、法的身分の正規化に踏み出せない家族が相当数いること。第4に2次訴訟の認知度が限定的であるため、2002年以前に子どもが生まれた日露家族は、日露の重国籍になっていると誤解している可能性があること。

2節で取り上げたC君が日本国籍の喪失に気づくのは15歳の時である。当事者は、再入国審査で摘発されるほか、日本旅券やロシア旅券の更新時やビザ申請の際に気づくことが多い。筆者が出会った子どもたちが問題に直面した年齢は5歳～17歳であった。初期の子どもたちはすでに20代後半に達している。中には外国籍者と結婚している人もいると思われる。その人に子どもがいる場合、子どもは出生の時に遡って日本国籍を取得していなかったとされる。対処が遅れば遅れるほど問題は複雑化していく。アンケート調査を通じて、この問題は成人の問題へとフェーズが変化していることが確認できた。

非正規滞在の子どもへの在留特別許可も成人かどうかで線引きがなされている。原因を作ったのはどちらも当事者ではなく親の行為であり、どちらも日本の将来をにやう存在であるという点で、重なり合う。問題を複雑化した責任の一端は政府の不作为にあるのだから、当事者の自己責任で片づけてしまってはならない。

倫理的な原則の立場に立ち、除斥期間あるいは時効を応用して救済策を取ることはできないだろうか。数百人あるいは数千人単位の人びとが、「行けるところまで行く」と息を殺して暮らし続けるような社会は不健全であり、正義に適うとは思えない。

また、今後も、外国法が変わることによって国籍喪失といった重大な問題が生じることはありうる。日露家族の国籍問題をパイロットケースと捉え、国際社会において複数国籍容認が主流化する中で、国籍唯一の原則に拘り続けることで達成される「やむにやまれない政府利益」とは何かを議論する必要があるだろう。議論の射程は否応なく戦後の植民地政策の精算問題や政治体制にまで広がることになる。本稿ではその見通しの指摘に留める。

注

- 1 2023年08月29日付朝日新聞、朝刊「(社説) 在留の正規化 特例で終わらせるな」
- 2 <https://sites.google.com/view/satokot> 移民政策学会ミニシンポジウム「複数国籍の是非と『国のあり方』——国籍法と実態のギャップから」(2018年5月26日)の登壇者を中心に同年7月に発足した。
- 3 平成26年(行ウ)第472号、国籍確認請求事件。
- 4 原告は、国籍法11条1項の適用により日本国籍は喪失しているとされる元日本人6名と、これから外国籍を取得したいという日本人2名である。国籍法の規定にかかわらず当事者は「日

本人をやめた覚えはない」と主張している。「日本人」と表記する。ノーベル賞を受賞した中村修二氏も研究活動のため米国籍を取得していたが、受賞後のインタビューで記者から国籍を問われて「日本人をやめた覚えはない」と答えている。

- 5 裁判に関する資料は次のサイトで公開されている。国籍はく奪条項違憲訴訟 <http://yumejitsu.net/> および CALL4 クラウドファンディング「福岡訴訟と子どもの国籍はく奪訴訟」
<https://www.call4.jp/info.php?type = items&id = I0000106>
- 6 2023年11月1日 NHK WEB NEWS「不妊手術強制の旧優生保護法をめぐる訴訟で統一判断へ最高裁」。
- 7 平成26年（行ウ）第472号、国籍確認請求事件。
- 8 「マーストリヒト大学『市民権・移民・開発センター』（Maastricht Centre for Citizenship, Migration and Development: MACIMIDE）は、1960年以降、世界各国におけるグローバルな国外移住者の重国籍の法的容認状況に関するデータを収集し、調査・研究を行ってきた」（菅原2023：36）。このサイトで各国の重国籍状況を確認することができる。
- 9 第207回国会参議院予算委員会議事録第2号（2021年12月17日）4-6頁
- 10 詳細は複数国籍学習会ホームページ参照。 <https://sites.google.com/view/satokot>
- 11 1次訴訟の対象であった2002年国籍法は、国外で生まれた子がロシア国籍を取得するには簡易手続きが必要だと定める（14条6項）。この条項を根拠に日本政府は、出生届は簡易帰化申請届でもあったとして「自己志望による外国籍の取得」と判断した。2次訴訟の対象は1992年国籍法であるが、同法も外国籍者との間に生まれた子のロシア国籍取得には外国籍親の同意が条件（15条）になっていたことを根拠に「自己志望による外国籍の取得」と判断した。
- 12 詳細は複数国籍学習会ホームページに掲載されている当事者による「国籍本音トーク報告書」（2023年8月26日）参照。
- 13 この語りは2008年から2010年にかけて日本に暮らすロシア人女性50人の聞き取り調査を行なったクセーニヤ（2017）の中にも見られる。資本主義への体制移行に伴う混乱の中で、それまでの男性の権威が失墜していく様子を目撃した女性たちの一部が日本に移住し、自らの人生を作り直していく過程を丁寧に描いている。ロシア人女性たちは、日本社会において夫が戦争にとられることもない、穏やかな日常の尊さを知る貴重な存在である。
- 14 旧ソ連圏では郊外にダーチャと呼ばれる宿泊小屋付菜園用地を支給していた。これがソ連崩壊時のセーフティーネットとして機能し、餓死者や難民の発生を防いだといわれている。
- 15 第101回国会衆議院法務委員会議事録第9号（1984年4月13日）13-14頁
- 16 最大判平成20.6.4民集第62巻6号1367頁、平成18年（行ツ）135。最大判平成20.6.4民集第228巻228号101頁、平成19年（行ツ）164。
- 17 裁判の詳細は、特定非営利活動法人JFCネットワークのホームページに掲載されている近藤博徳弁護士の「国籍確認訴訟12条とは？」を参照。 <https://www.jfcnet.org/article12/> 最終閲覧：2023年11月04日
- 18 クセーニヤ（2017）によれば、ロシア人女性たちは全て子どもが日本国籍を選ぶことを望んでいるという。なぜなら「子供たちは日本人として育っていて、ロシアのことを知らないのです、最終的には日本国籍を優先させるのが当然だと考えている」からだ（同上：109）。

- 19 出入国在留管理庁は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動として、具体的には、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等をあげている。
- 20 アンケートの実施主体は複数国籍学習会の有志であるが、分析は筆者個人のものである。また調査票の呼びかけ文に、無国籍者保護と削減の任務を持つ国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所を表記できたのは、UNHCR 担当者の協力によるものであり記して謝意を表したい。
- 21 アンケートの調査票は複数国籍学習会ホームページ参照。
- 22 ロシア語による自由記述は、筆者がグーグル翻訳をした文章を都内の大学でロシア語教育を担当している元留学生の協力を得て完成させた。

参考文献

- 石川健治・山本龍彦・泉徳治, 2019『憲法訴訟の十字路—実務と学知のあいだ』弘文堂
- 内田樹・白井聡, 2023『新しい戦前』朝日新聞社
- 大山 尚, 2009「重国籍と国籍唯一の原則—欧州の対応と我が国の状況」『立法と調査』2009.8, No.295, 103-118 頁
- 遠藤比呂通, 2021『国家とは何か、或いは人間について—怒りと記憶の憲法学』勁草書房
- 木棚照一, 2021『逐条国籍法—課題の解明と条文の解説』日本加除出版
- 倉田有佳, 2016「ロシア系日本人—100 年の歴史から見えてくるもの」佐々木てる編『マルチ・エスニック・ジャパン—〇〇系日本人の変革力』明石書店
- クセーニヤ, ゴロウイナ, 2017『日本に暮らすロシア人女性の文化人類学—移住、国際結婚、人生作り』, 明石書店
- 菅原 真, 2023「『国籍唯一の原則』の再検討」沢登文治ほか『世界諸地域における社会的課題と制度改革』三修社, 35-65 頁
- 高佐智美, 2023「国籍法 11 条 1 項の憲法及び国際法規適合性について」『青山ローフォーラム』第 12 巻第 1 号、2023 年 7 月, 43-84 頁
- 武田里子, 2018「グローバル化時代の『国益』と複数国籍の是非をめぐる」『国際地域学研究』第 21 号, 35-50 頁
- , 2019「国籍法 11 条 1 項の改廃を阻む壁—日露ハーフの日本国籍喪失問題を事例に」『国際地域学研究』第 22 号, 39-54 頁
- 武田里子編, 2023『国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相』科研報告書
- 長嶋 徹, 2023「ロシアの二重国籍推進政策の再検討」『境界研究』No.13, 33-62 頁
- 堀江典生, 2006「ロシアにおける移民政策の転換と人間の安全保障」『環日本海研究』(12) 環日本海学会編集委員会, 1-16 頁
- 松井茂記, 2022『日本国憲法 第 4 版』有斐閣
- 山浦善樹, 2020『お気の毒な弁護士—最高裁判所でも貫いたマチ弁のスキルとマインド』弘文堂
- ヨブケ, C, 遠藤乾ほか訳, 2013『軽いシティズンシップ』2013, 有斐閣

※本稿は科学研究費助成金（基盤研究 C）課題番号：20K02126 の成果の一部である。

Russia's Invasion of Ukraine and Russo-Japanese Families - Concerning Article 11, Paragraph 1 of the Nationality Act -

Satoko TAKEDA

Abstract

For the acquisition of nationality for children of a Russian family born abroad, procedures at Overseas Diplomatic Establishment are required. The Japanese government considers this process as the 'Acquisition of nationality of a foreign country at one's own choice', which deprives children of Japanese citizenship born in Russo-Japanese families. Is it ethically permissible to deprive children of their Japanese citizenship who were born and raised in Japan and acquired Japanese citizenship at birth? However, even if we try to discuss it, it is difficult to be solved as the social awareness of this issue is extremely low. Therefore, in August 2023, a nationality survey was conducted targeting Russo-Japanese families. After Russia's invasion of Ukraine, the issue of Japanese citizenship for children of Russo-Japanese families has become more urgent. This paper clarifies that the provisions of the Russian citizenship law are for the protection of the rights of Russians living abroad and that the resolution of the issue is left to the Japanese government. There remains a possibility that Japanese nationals may lose their Japanese citizenship due to foreign legislation in the future. The paper questions what 'compelling state interest' exists in maintaining the single nationality principle, as an issue of Japanese society.

Keywords

Russia's Invasion of Ukraine; Russo-Japanese Families; Ethical Legal Principles; Article 11, Paragraph 1 of the Nationality Act